

平成28年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び 障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時 福祉給付金）に関するお知らせです

臨時福祉給付金(簡素な給付措置)とは？

- ◎ 消費税率の引上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。
- ◎ 平成28年度分市町村民税（均等割）が課税されない方が対象です。
ただし、
・ご自身を扶養している方が課税される場合
・生活保護制度の被保護者となっている場合 などは対象外です。
- ◎ 支給額は、支給対象者1人につき3千円です。
- ◎ 原則、平成28年1月1日において住民票がある市区町村から支給されます。
- ◎ 臨時福祉給付金を受け取るためには、平成28年1月1日において住民票がある市区町村へ申請を行う必要があります。
臨時福祉給付金の申請受付開始時期は、市区町村によって異なります。

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金 （年金生活者等支援臨時福祉給付金）とは？

- ◎ 「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、低所得の高齢者等を対象に支給する給付金です。
- ◎ 平成28年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方が対象です。
ただし、すでに年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）を受給された方は対象外です。
- ◎ 支給額は、支給対象者1人につき3万円です。
- ◎ 原則、平成28年1月1日において住民票がある市区町村から支給されます。
- ◎ 障害・遺族年金受給者向け給付金を受け取るためには、平成28年1月1日において住民票がある市区町村へ申請を行う必要があります。
申請受付開始時期は、市区町村によって異なります。

配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援

- ◎ 配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により、平成28年1月1日に住民票のあった場所と今お住まいの場所が異なる方は、裏面に記載の手続きをしていただくと、以下の措置が受けられます。
 - ① 手続きの完了後に、配偶者等から代理申請がなされた場合でも、配偶者等に対して手続きを行った方の臨時福祉給付金および障害・遺族年金受給者向け給付金は支給しません。
 - ② 住民票がある市区町村と今お住まいの市区町村が異なる場合は、今お住まいの市区町村に臨時福祉給付金の申請を行うこととなります。
 - ③ 平成28年1月1日以前に配偶者と生計を別にしていない場合は、配偶者に扶養されていないものとみなします（配偶者が課税者であっても、手続きを行った方の課税状況に応じ、臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金を支給します。）。
平成28年1月2日以降に配偶者と生計を別にした場合は、平成28年1月1日における扶養関係を元に、臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金を支給するか判断します（平成28年1月1日において配偶者に扶養されており、配偶者が課税者である場合は、臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金を支給しません。）。

（裏面へ）

【手続の対象となる配偶者からの暴力を理由に避難している方の要件】

次の①を満たし、かつ②～④のいずれかに該当する方

- ①医療保険上、配偶者と異なる世帯に属すること又は配偶者の被扶養者となっていないこと
- ②配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ③婦人相談所等から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されていること
- ④平成28年1月2日以降に住民票が今お住まいの市区町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出の手続

- ◎ **申出期間中（平成28年6月13日から7月1日まで）**に、今お住まいの市区町村の臨時福祉給付金担当窓口へ「**申出書**」を提出してください。
（「申出書」は、お住まいの市区町村窓口のほか、婦人相談所等、厚生労働省ホームページなどで入手できます。）
- ◎ 「申出書」には、次の書類の添付が必要です。
（チェックシートとして使用できます。）
 - 配偶者からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類（以下のいずれかの書類）
（同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。）
 - 婦人相談所等が発行する証明
 - 保護命令決定書の謄本又は正本
 - ※ 平成28年1月2日以降に今お住まいの市区町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば市区町村において確認がとれるため、上記の書類は必要ありません。
 - 医療保険上、配偶者の被扶養者となっていないことが確認できる保険証の写し
（国民健康保険に加入されている方については、配偶者と別世帯となっていることが確認できる保険証の写し）
（同伴者がいる場合は、同伴者の保険証も必要です。）
 - 平成28年1月1日以前に配偶者と生計を別にしていた方は、平成28年1月1日以前に生計を別にしていたことが確認できる書類（以下のいずれかの書類）
（保険証の写し等で確認できる場合は、不要です。）
 - 婦人相談所が発行する一時保護証明書等
 - 配偶者からの暴力を理由に避難している方の保護を行う施設等の職員が記入した入所日を示す文書
 - ご自身名義の公共料金の納付証明書等
- ◎ 「申出書」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡しますが、「申出書」に記入された今お住まいの住所等の情報は知らせません。
- ◎ 平成28年7月1日を過ぎても、「申出書」を提出することはできます。ただし、申出いただいた旨の連絡が、住民票がある市区町村に届いた時点で、すでに臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金が配偶者等に対して支給されてしまっている場合、申出を行った方への支給はできませんのでご注意ください。
- ◎ 臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金の支給申請手続は、申出手続とは別に行う必要があります。
- ◎ 詳細につきましては、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。